

# 日・バハマ租税協定

## 【条約締結の背景】

- 租税に関する国際標準を十分に実施していない国・地域を通じた国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、国際的な情報交換ネットワークの整備・拡充が急務。
- 特にOECDは、モデル条約（OECDモデル情報交換協定）を策定し、各国がこれを利用してタックス・ヘイブンとの間の租税に関する情報交換のための法的枠組みを整備するよう慫慂。
- 米国や英国を始めとするOECD加盟国は、租税に関する情報交換を主眼とした協定を多数署名又は締結してきており、我が国としてもこのような協定を締結することによって国際的な取組に貢献することが喫緊の課題。



通常の租税条約におけるOECD標準の情報交換規定より更に強化された情報交換の枠組み



## 【情報交換の枠組みの主な内容】

- 一定の拒否事由に当たらない限り、必ず要請に応じて情報提供する必要あり
- 情報交換のための詳細な手続
- 自己の課税目的がない場合の情報入手・提供義務
- 銀行等の金融機関が保有する情報も提供対象
- 提供された情報の秘密保持

いわゆるタックス・ヘイブンに該当し、所得に対する課税がない。米国等の先進国との間で、これまで租税に関する情報交換協定22本に署名。